

令和8年度会計年度任用職員の登録を受け付けします

募集区分	事務補助員（障害者枠）	事務補助員①	事務補助員②	事務補助員（短期）		
勤務場所／業務内容	各課・各施設／事務補助（主にパソコンを使用）					
対象	高等学校卒業以上の人（障害がある人でも業務に従事できる場合は申し込みできます）					
勤務日	月～金曜日（休日を除く）※1					
勤務時間	①、②のいずれか ①午前9時～午後5時 ②午前9時～午後4時	主に 午前9時～午後5時※1	主に①、②のいずれか ①午前9時～午後4時 ②午前9時～午後3時※1			
報酬	①月額180,900円～194,000円 ②時給1,203円～1,280円	月額180,900円～194,000円	時給1,203円～1,280円	時給1,203円		
手当	通勤手当、期末手当、勤勉手当の支給あり（期末手当および勤勉手当は、任用期間6カ月以上の場合に支給）					
保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償			雇用保険、公務災害補償		
任用期間	令和8年4月から令和9年3月までの間で、業務内容により期間を決定 最長12カ月			最長2カ月		
面接試験	2月9日(月)、10日(火)、13日(金)(予定)		なし（書類選考のみ）			
提出書類	①会計年度任用職員登録申込書 (市役所本館1階総合案内、または総務課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます) ②〔事務補助員（障害者枠）、事務補助員①を希望する人で提出書類を郵送する場合〕 110円切手を貼り付け済みの返信用封筒（後日、面接受付票を送付します） ③障害者手帳の写し（該当者のみ）					
申込期限	2月2日(月)必着		随時受け付け※2			
申し込み方法	提出書類を持参または郵送（〒034-8615（住所記載不要）十和田市役所総務課宛て）により提出ください。					
その他	採用の可否については3月下旬に通知します。採用とならなかった場合は、採用待機者として1年間登録されます。詳しくは市ホームページ、または総合案内、総務課に備え付けの募集要項をご覧ください。					
申・問	総務課☎0176-51-6705					

※1 業務内容により変更となる場合があります。※2 令和8年4月からの勤務を希望する人は3月6日(金)までに申し込みください。

あなたの街の法律相談

～第81回～



市民の皆さんとの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「落雪にご注意ください」です。
問まちづくり支援課☎0176-51-6777

Q 自宅の屋根に積もった雪が落下して隣の家に被害を及ぼさないか心配です。

A 雨水については土地の所有者は直接に隣地に注ぐ構造の屋根などを設けてはならないという規定があります。落雪について直接定めた規定はありませんが、建物などの設置、保存に瑕疵があれば所有者が損害賠償責任を負うことがあるとの規定があり、自宅屋根の雪が落ちて隣の家に被害を及ぼせば責任問題になります。

Q 実際にトラブルになることはあるのでしょうか。

A 屋根などに積もった雪が自宅敷地を越えて隣家との境のフェンスや建物、車両などに直接落下して壊しトラブルになることがあります。

Q 既に隣の家から屋根から雪が落ちてこないように申し出がされていますがどうすればよいでしょうか。

A 実際に雪が屋根から落ちて隣地の物を損壊した場合には賠償責任を負う可能性があります。このようにならないよう、自分の敷地にある程度の高さのある丈夫な壁を設けて雪が自宅敷地内に落ちるようにする、屋根に雪止めを設置して屋根から雪が落ちないようにする、といった予防策が考えられます。

Q これから家を建てる場合にはどのようなことに注意すべきでしょうか。

A 民法では建物を建てるには境界線から50センチメートル以上離して建てなければならないという規定があります。本市のように雪の多い地域では、家を建てるときには隣地との境界付近に建てない、屋根などから雪が直接隣地に落ちないよう隣地との境界から1メートル以上離して建てる、といった配慮をすることが大切です。

Q 雪かきのトラブルも起きがちです。

A 雪は誰のものではありませんが、自宅敷地の雪かきの際、隣の家に雪がいって迷惑をかけないようにしましょう。雪国に暮らす者同士、安心して暮らせるようにお互い心掛けたいものです。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人青空と大地
☎0176-21-5162